

# 定 款

公益財団法人海原会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人海原会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県稲敷郡阿見町に置く。

2 この法人は、理事会の議決によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、予科練出身戦死者の慰霊行事及び遺書、遺品、遺影等を保管・公開して史実を正しく後世に伝承する等により、日本の繁栄及び平和の維持に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 慰霊行事及びその支
- (2) 遺族に対する支援
- (3) 定期刊行物の発刊
- (4) 既存資料の整備
- (5) 未入手資料の収集・整理
- (6) 資料館の整備
- (7) 青少年の育成に関する事業
- (8) 陸上自衛隊、特に武器学校に対する支援
- (9) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

2 前項に規定する公益目的事業を行う活動区域は、全国都道府県内とする。

## 第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び第2の財産は、この法人

の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額査定)

第9条 理事長は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となった事がある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、第3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成する事を要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係わる決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の集結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 常勤理事及び常勤監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員及び理事、監事の弁償等の規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の

招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略及び報告の省略)

第19条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員会の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告する必要を要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とし、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下第31条第2項において「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 専務理事は、理事長の発議により、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 代表理事及び職務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する事ができる。

- 2 理事及び監事には、その職務をおこなうために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び参与)

第28条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者、又は当法人に功労のあった者の中から、理事会の議決を経て、参与は、当法人の運営にあたり、専門的知識を有する者の中から理事会の議決を経て、任期を定めて理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、当法人の業務運営に関し、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べるることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときは又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議、決議の省略及び報告の省略)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事会の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を申し述べたときは、その限りではない。

- 3 理事または監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第23条3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席をした理事等、監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 事務局

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の運営に関する規程は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(書類の備え置き)

第35条 この法人の主たる事務所に、第8条第1項及び第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を備え置くものとする。

- (1) 理事会議事録
- (2) 評議員会議事録
- (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (4) その他必要な書類

## 第9章 会員

(会員)

第36条 この法人の設立趣旨に賛同する者が、入会申し込みを行い理事長の承認を得たときは、この法人の会員になることができる。

- 2 会員は、理事会の議決を経て理事長が定めるところに従い、毎年度所定の会費を納めるものとする。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の議決を経て

公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 情報公開、個人情報の保護及び公告の方法

(情報公開)

第41条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を公開する。

2 情報公開に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第43条 この法人の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な規則等の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会の議決を経て定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下次の項において「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

ただし、第21条第1項第1号に規定する理事の員数は、平成25年度定時評議員会の日までの間は、6人以上15人以内とする。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を

行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、藤野雅之とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大石 治	(オオイシ オサム)	非常勤
久保山 賞一	(クボヤマ ショウイチ)	非常勤
稲川 三男	(イナガワ ミツオ)	非常勤
小林 和夫	(コバヤシ カズオ)	非常勤
荒川 尚	(アラカワ ヒサシ)	非常勤
吉田 正則	(ヨシダ マサノリ)	非常勤
早川 昭二	(ハヤカワ ショウジ)	非常勤
穴山 正司	(アナヤマ マサトシ)	非常勤
金子 敬三	(カネコ ケイゾウ)	非常勤

5 この法人の設立の前日に財団法人海原会の会員であった者は、第36条の規定の手続きを経て入会した者とみなす。

別表第1 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
普通預金	三菱UFJ銀行 普通預金無利息型 6,600万円

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(第5条関連)

山本五十六元帥銅像	軍服姿の等身大のものを雄翔館前に造立
予科練戦没者の遺品等	遺書、遺品、遺影等 1,500点 平成21年1月以前に遺族等から抛受を受けて取得

改定記録

平成24年6月11日 一部改訂  
 平成25年6月11日 一部改訂  
 令和元年6月13日 一部改訂  
 令和2年6月19日 一部改訂  
 令和3年5月13日 一部改訂  
 令和3年8月25日 一部改訂  
 令和5年6月17日 一部改訂  
 令和6年6月15日 一部改訂